

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレートガバナンスを有効に機能させるためには、経営の透明性を高め、経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる組織体制を整備するとともに、グループ会社でコンプライアンス体制を構築することが必要と考えております。加えて業績の向上に努め、資本市場をはじめとするステークホルダーの皆様への自発的、積極的な情報開示を行うことにより、信頼に足り、期待にお応えできるよう企業の社会的責任を果たしてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,289,621	4.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社〈信託口〉	2,276,800	4.02
明治安田生命保険相互会社	2,276,057	4.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社〈信託口〉	1,782,200	3.15
株式会社りそな銀行	1,668,000	2.94
公益財団法人 永井科学技術財団	1,405,580	2.48
GOLDMAN, SACHS & CO.REG	1,011,475	1.78
新陸会持株会	1,004,113	1.77
株式会社みずほ銀行	1,001,311	1.77
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	973,334	1.72

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小澤 正俊	他の会社の出身者								△			
山内 康仁	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小澤 正俊	○	当社は、平成27年6月24日(水)の定時株主総会で社外取締役に選任されました小澤氏が平成27年6月まで業務執行者であった大同特殊鋼株式会社に機械設備等を納入しておりますが、取引は不定期でスポット的なものに留まっており、また、直近の売上高に対する割合は極めて低く、1%未満であり、主要な取引先ではないと判断しております。	小澤氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営に生かしていただけると判断したため。また、独立役員としての要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断したため。
山内 康仁	○	当社は、平成27年6月24日(水)の定時株主総会で社外取締役に選任されました山内氏が従前業務執行者であったトヨタ自動車株式会社、アイシン精機株式会社に機械設備等を納入しておりますが、いずれも直近の全体の売上高に対する割合は極めて低く、1%未満であることから、主要な取引先ではないと判断しております。	山内氏は、自動車および自動車部品メーカーの経営者として、モノづくりに関する豊富な実務経験と高い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営に生かしていただけると判断したため。また、独立役員としての要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	1	0	2	社外取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	1	0	2	社外取締役

補足説明 更新

取締役会の機能を確保するため、指名・報酬委員会を設置する体制を採用しております。指名・報酬委員会は、取締役、監査役の指名、退任候補の選任、取締役の評価、月額報酬限度額、役員報酬制度の見直しを行う諮問機関であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査との情報交換および情報の共有化を目的に、年4回(定期)を決算内容について、また年1回は監査計画について会合を開催しています。また、随時(2～3回/年)に監査役と内部監査部門スタッフである監査室(2名)との会合を開催して、監査室から各部門の管理体制の状況等を監査役に報告するとともに、監査役からは必要な助言を行うなどして情報の共有化を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
柴田 稔久	他の会社の出身者													
唐木 康正	他の会社の出身者										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴田 稔久	○	当社と、平成27年6月24日(水)の定時株主総会で社外監査役に選任されました柴田氏が従前業務執行者であった日本アイ・ピー・エム株式会社においては継続的な取引が無くスポット的なものに留まっております。	柴田氏は情報システムに関わる国内外でのビジネス経験とコンプライアンス経営に関する豊富な知識により、公正、客観的な視点での経営監視を行うため。また独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため。
唐木 康正	○	平成27年6月24日(水)の定時株主総会で社外監査役に選任されました唐木氏は、当社の主要な取引先である株式会社三菱東京UFJ銀行の前身、株式会社東京三菱銀行の業務執行者でありましたが、弊社と取引関係にある金融機関が他に複数社あること、また、弊社の純資産に対する株式会社三菱東京UFJ銀行からの負債割合が極めて低いことに加え、退職後相当期間が経過しており、会社の意思決定に際して影響を及ぼしうる関係ではありません。	唐木氏は金融関係業務等で培った幅広い実務経験により財務、会計に関する高い見識を有しており、公正、客観的な視点で経営監視を行うため。また独立役員としての要件を満たし、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4 名

その他独立役員に関する事項

該当ありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社取締役(社外取締役を除く)を対象に、当社の中長期的な企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、企業価値連動型株式報酬制度を導入することを、平成27年6月24日(水)に開催された株主総会で決議いたしました。
本制度は、役員BIP(Board Incentive Plan)信託(以下「BIP信託」という。)と称される仕組みを採用します。
本制度においては、役位ならびに信託期間を通じた資本効率の改善度および業績目標の達成度等に応じて、BIP信託により取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭が対象期間中に当社取締役として在任している者に交付および給付されます。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年4月1日から平成27年3月31日における取締役(12名)に支払った報酬は、235,400千円である。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で、取締役個々の報酬につきましては取締役会において内規に基づいて決議しております。
監査役個々の報酬につきましては、監査役会の協議によって定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役、社外監査役に対して取締役会開催前に事前の資料配布および事前説明を随時に実施している。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

- ・当社は、監査役設置会社であります。また、任意の執行役員制度を採用しております。取締役は10名、監査役は4名、執行役員は13名であります。取締役のうち2名は社外取締役、監査役のうち2名は社外監査役であります。取締役会は原則として月1回開催され、必要に応じて随時開催されます。日常の業務執行については執行役員に権限を委譲し、取締役は会社経営に専念した上で、取締役会と執行役員、監査役会が連携すること、社外有識者が参画する経営諮問委員会から客観的、中立的な立場で助言を行うことによりコーポレートガバナンスの確保を図っております。
- ・策定する中期経営計画、年度経営計画は、経営諮問委員会の助言を得て取締役会で決定され、業績を含めた経営目標、経営戦略は、その作成のために業務執行ラインにおいて各部門や各管理職の計画・目標に落とし込み、それらの目標の連鎖により事業運営を行っております。毎月の経営会議において経営目標が予想通り進捗しているかどうかを業務報告して、問題点、課題を抽出して審議するとともに、月次、四半期、半期、年間の業務報告を通じて必要な打ち手を経営会議、取締役会等で審議し、決定しています。
- ・日常の業務執行は、担当取締役の権限と責任のもと、更に職制ラインに順次権限と職責が委譲され、それぞれの責任者が意思決定しており、社外監査役を含め監査役は、年次の監査計画に基づいて、監査対象の事業所の長、部課長等の業務推進責任者との直接面談において必要な情報を収集して業務監査を実施するとともに、社内の重要会議への出席や重要会議の議事録、決裁申請書の閲覧などを通して、業務執行が職務権限規定、業務分掌規定に基づいて適正になされているかを監査しています。
- ・当社の会計監査業務を執行した公認会計士は大中康行および奥田真樹で、有限責任監査法人トーマツに所属し、いずれも関与期間は7年以内であり、会計監査業務の補助者は、公認会計士13名、その他17名であります。また、内部監査部門として監査室を設け、管理職1名およびスタッフ1名の2名で監査業務を執行しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役による監査体制が、経営の透明性および業務の適正性を確保するために有効であると判断し現体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	より多くの株主にご出席いただけるように、定時株主総会開催日を決定しております。併せて、総会運営面では事業報告をビジュアル化するとともに、事業・商品の紹介コーナーを総会会場に併設して、出席株主との懇談の場を設けるなど株主総会の活性化に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名古屋証券取引所が主催するIRエキスポ等個人投資家向けフェアに継続的に出展し、説明会を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期説明会は四半期に1回開催しております。代表取締役社長によるコア事業の業績推移、事業環境、経営計画の進捗状況などのプレゼンに引き続き、機関投資家のアナリスト、ファンドマネージャー等との質疑応答を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会で使用した資料を当社HPIに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	グループ会社横断で組織するCSR委員会を設置して、その重点取り組みの一つの環境保全活動では、環境負荷低減型商品の開発、省資源、省エネルギーの観点からのリサイクル技術開発に積極的に取り組むとともに、主要事業所でのゼロエミッションの達成、地球温暖化対策としてコージェネレーションシステムの導入によるCO2排出量削減に取り組んでおります。加えて、コンプライアンス経営の実践に必要な行動指針や心構えを定めた「新東企業倫理・行動指針」やその具体的なマニュアル「行動マニュアル」を策定、明文化し、周知徹底を図るとともに、不祥事を未然に防止するためにグループ全社を対象とした通報、相談に応ずる内部通報制度を導入して、社会的信用を得られる企業を目指しております。活動の集大成として「CSR報告書」を作成、公開しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役会の議題、付議事項に関する資料や取締役会議事録を法律の規定に基づいて作成し、保存年限に従って保存・管理する。
- ・業務執行に関する情報となる決裁承認申請書、その添付資料、経営トップが参画する会議体や各種委員会等の議事録、会社の権利・義務を証する契約書類、経理・会計書類、会計帳簿などのほか、重要な業務執行関連文書を保存年限に従って保存・管理する。
- ・上記の保存・管理および情報のアクセスに関しては、文書管理規定で定めるものとする。また、文書管理規定の改定にあたっては、取締役会の承認と監査役会の了承を得る。

(2) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・会社経営を取り巻く主要リスクに関しては、リスクカテゴリーによる所管部署(連結子会社を含む)を明確化して、必要なリスク個別管理体制を整備する。
- ・個別管理のみならず、当社およびグループ会社の主要リスクの総体については、これを網羅的、統括的に管理するためにグループ横断的に組織する「リスク管理ワーキンググループ」を設置し、リスクの把握、分析、対応策の立案・実施、評価・フォローを行う。
- ・リスク管理の基本となるリスク管理規定およびこれに関連する個別規定を制定する。
- ・リスクカテゴリーごとに行動指針・マニュアルを整備し、その理解促進のための研修・教育を実施する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

1) 経営計画のマネジメント体制

- ・経営理念、使命(ミッション)など経営の基本方針を明確にして、これを機軸に中期経営計画、年度目標計画を策定し、ここで決定された業績を含めた経営目標、経営戦略の達成のために、業務執行ラインにおいて各部門や各管理職の計画・目標に落とし込み、それらの目標の連鎖により事業運営を行う。
- ・経営目標が予定通り進捗しているかどうかの検証を毎月の取締役会で行うとともに、月次、四半期、半期、年間の業績報告を通じて必要な打ち手を取締役会で審議、決定する。

2) 業務執行のマネジメント体制

- ・取締役会規則および取締役会運営内規に従って、取締役会に付議し決定すべき業務執行の基準を明確にする。
- ・執行役員制度を導入して、取締役会を意思決定機能および監督機能に特化させるとともに、定常業務の執行を執行役員に権限委譲することにより、業務執行を効率化・迅速化し、責任の所在を明確にする。
- ・職務権限規定、業務分掌規定に従って、日常の業務執行は執行役員の権限と責任のもと、更に職制ラインに順次権限と職責が適切に委譲され、各レベルの責任者が適時的確に意思決定する。

(4) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・グループ会社の役職員が法令・定款を遵守するとともに高い倫理観を持つための行動と心構えを定めた「新東企業倫理・行動指針」とその具体的な行動マニュアルを策定して周知徹底を図る。尚、海外グループ会社については、各社独自の企業倫理・行動指針を策定するとともに、これを遵守する旨の確認書を親会社に提出する。
- ・取締役、使用人の職務執行の適法性およびその妥当性、透明性を確保するため、社外監査役と社外有識者で構成する経営諮問委員会を設置して、執行状況のチェックと助言を定期的に実施する。
- ・CSR活動の計画と推進を担う当社を含めたグループ横断的に組織する「CSR委員会」とその周知徹底を目的とした「新東グループCSR協議会」を設置して、グループ会社でコンプライアンス体制を構築する。
- ・監査室を設置して、社内の内部統制状況を定期的に監査する。
- ・当社を含めたグループ会社の役職員を対象とする企業倫理に関する相談窓口を設置して、通報、相談に応じる内部通報制度「新東スピークアップ制度」を設ける。
- ・新入社員、中堅社員、新任管理者等の階層別および営業担当者向け、管理担当者向けなどの職種別の教育制度を推進して、必要な知識の習得と倫理観の向上を図る。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・親会社とグループ各社は、親会社が策定した連結経営目標および経営戦略に沿った事業計画を策定するための審議を行い、業績を含めた業務の進捗状況を定期的にレビューし、その対応策を相互に確認して実施する。
- ・親会社は、グループ各社からの報告・承認基準を設けてこれを遵守させ、一定の要件を満たす重要な案件については、親会社の取締役会においても審議、承認する。
- ・企業集団として必要かつ重要な情報の共有化と方針の周知徹底を図るため、グループ各社の社長が参画する社長会を定期的に開催する。
- ・親会社の監査室スタッフがグループ各社の内部統制体制に関する監査を随時に実施する。
- ・親会社とグループ各社は、企業集団の財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規定の整備を図るとともに適切に報告する体制を整備し、その体制の整備・運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然と対応し、関係機関等と緊密な連携をとるとともに、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努める。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

(1) 適時開示に係る基本方針

当社は、法令順守、証券市場における信用確保を目的として、適時、適正かつ公正な情報開示に努めております。

投資判断に影響を与える決定事実、発生事実、決算情報、開示済みの会社情報の内容についての重大な変更、中止等について、また、適時開示の基準に該当しない情報についても、投資判断に影響を与えると判断した場合には、できる限り積極的に情報開示を行う予定であります。

(2) 適時開示に係る社内体制

当社は、情報取扱責任者をコーポレート部担当役員とし、適時開示担当部門をコーポレート部としております。情報取扱責任者は、各部門、グループ会社から報告を受けた情報に関して、情報開示の判断を行うとともに、適時開示が必要と判断された情報は、経営会議、取締役会の承認後、遅滞なく証券取引所に報告されます。

コーポレート・ガバナンス体制

(2015年6月24日現在)

